

3. 登録の申請の公示及び登録の申請の事実の公示について

令和8年7月15日から8月12日までに、「明石鯛」「稲庭うどん」「ようていゆり根」の登録の申請の公示及び「さんぽく山焼きの赤かぶ」ほか5製品の登録の申請の事実の公示をしました。

地理的表示法に基づき、登録の申請があったときは、農林水産省ホームページ内で「登録の申請の事実の公示」を行います。

申請については必要に応じて補正を求め、補正が行われた後、「登録の申請の公示」を3か月間行います。この公示期間はどなたでも、公示内容について意見書を提出することができます。

申請の公示期間終了後、申請産品は、学識経験者の意見聴取を経て、登録の可否が決定されます。

公示等情報の詳細、現在申請の公示中の製品については、以下のホームページからご確認ください。

(URL) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

[illegible]

発行：農林水産省輸出・国際局知的財産課

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話番号：03-3502-8111（内線 4284）

FAX : 03-3502-5301

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

[メールアドレスの変更、メールマガジンの配信登録、配信停止はこちら](#)

<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html>

[illegible]